

膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準について

1. 作業班開催の経緯

（１）小児ドナーからの提供があった臓器の小児レシピエントへの優先あっせんについて
 ○ 心臓、肝臓、腎臓における現行のレシピエント選択基準では、小児臓器提供者（ドナー）から提供があった際は小児移植希望者（レシピエント）へ優先的にあっせんすることを踏まえ、平成30年6月6日に開催された第49回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、他の臓器に関しても同様の選択基準を導入するかどうか検討すべきではないかとの意見があった。

○ 上記をふまえ、平成30年6月20日、厚生労働省健康局移植医療対策推進室から日本膵・膵島移植研究会に対し、小児ドナーから臓器提供があった際のあっせんルールについて検討を行うよう依頼した。これに対し、平成30年6月25日、日本膵・膵島移植研究会から、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準（参考資料1）における小児ドナーからの臓器提供時の小児レシピエントの優先あっせんの導入に関する要望が提出された（参考資料2）。

（２）Inactive 制度について

○ 平成30年4月24日第1回肝臓・膵臓・腎臓移植の基準等に関する作業班にて、肝腎同時移植におけるInactive制度の導入を決定する際、膵臓移植における待機Inactive制度について議論された。

○ 平成30年6月25日、日本膵・膵島移植研究会より、同研究会と日本糖尿病学会「膵・膵島移植に関する常置委員会」による合同会議の結果より、膵臓移植における待機Inactive制度の導入と膵腎同時移植における膵臓移植希望者（レシピエント）の待機Inactiveと連動して腎臓も待機Inactiveとする制度の導入の要望が提出された。

2. 今回の作業班で検討する項目

- 膵移植希望者（レシピエント）選択基準
 - ・ 2. 優先順位について
 - ・ 4. その他について